

(2003/03/22制定)
(2008/02/16改訂)
(2012/03/17改訂)
(2014/03/15改訂)

京都大学地球物理学教室同窓会規約

第1章 総則

第1条（名称）本会は、**京都大学地球物理学教室同窓会**と称し、略称を**京大知球会**とする。

第2条（本部と支部）この会は、本部を京都大学大学院理学研究科地球物理学教室内におく。
また、支部をおくことができる。

第2章 目的および事業

第3条（目的）本会は、京都大学地球物理学教室の発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条（事業）本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- （1）総会、懇親会の開催
- （2）会員名簿の作成及び更新
- （3）その他、本会の目的を達するに必要な事業

第3章 会員

第5条（会員）次の（1）～（4）項の何れかに該当する者は、会員資格を有する。

- （1）京都大学理学部地球物理学科の卒業生、または、京都大学理学部の卒業生で主として地球物理学を修めた者
- （2）京都大学大学院理学研究科地球物理学専攻、または、同地球惑星科学専攻地球物理学分野に在籍した者
- （3）上記（1）か（2）の指導にあっている（あっていた）教官及び地球物理学教室に勤務している（勤務していた）職員
- （4）その他、地球物理学教室に関係ある者等で、入会を希望し、役員会で承認された者
正会員 会員のうち、入会費を支払った者

第6条（入会費など）附則に定める入会費を収めたものを正会員とする。

本会は、会員からの寄付金を受け入れることができる。

第7条（資格の喪失）会員が退会を希望し、本会に通知したときには、会員の資格を喪失する。

第4章 役員

第8条（会長、副会長、幹事、会計、総務、監査）本会は次の役員を置く

会長	1名
副会長	1名
幹事	若干名
会計	1名
総務	1名
監査	1名

第9条（役員を選任）前条の役員は、次の手続きを経て選任される。

会長は、総会において、会員の中から選任する。

副会長、会計、総務、監査は、会長が会員の中から選任し、総会において承認を受けるものとする。

幹事は、会長が選任し、役員会の承認を受けるものとする。

第10条（役員職務） 役員職務は次の通りとする。

会長は、本会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、会長職を代行する。

幹事は、会長、副会長を助けて会務を処理する。

会計は、本会の会計を処理する。

総務は、会長、副会長を助けて会務を総括する。

監査は、本会の会計を監査し、監査承認を与える。

第11条（役員任期）

本会の役員任期は、2年とする。

第12条（役員会）

役員会は役員を持って構成し、予算、執行、決算、役員等の重要事項を審議する。

役員会議長は会長が当たる。

役員会は、総会に先立って、1年1回開催する。

役員会で審議された事項は、総会に報告する。

第13条（総会）

総会は、原則として、1年1回開催する。

第14条（会計）

本会の会計は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

第15条（規約改正）

本規約を改正しようとするときは、役員会の3分の2以上の議

決を経て、総会での3分の2以上の賛成を得なければならない。

（附則） 1 本会則は、平成15年3月22日より施行する。

2 本会の入会金は、3,000円とする。